



令和 7 年度

相模原市立宮上小学校

PTA のしおり

「すべての出会いに感謝」

～家庭・学校・地域の輪を大切に～

- 冊子版 -



目次

令和7年度 活動メインテーマ.....	3
令和7年度 本部ならびに運営委員会 活動計画.....	4
令和7年度 交通安全指導日程（地区生活指導委員会関係） エラー! ブックマークが定義されていませ ん。	
令和7年度 予算書.....	7
PTA 組織図.....	7
PTA のあゆみ.....	8
PTA 規約.....	10
PTA 内規.....	15
個人情報保護規則.....	17

■ 令和 7 年度 活動メインテーマ

「すべての出会いに感謝」 ～家庭・学校・地域の輪を大切に～

学童期の子どもたちは、睡眠を除く1日の活動時間のおよそ半分を学校で過ごします。学校生活で将来に必要な知識を得て、仲間との集団行動で社会性を身につけます。そんな子どもたちを取巻く家庭、学校、地域が抱える課題は時代とともに多様化しています。子どもの豊かな学びと成長のためには、家庭、学校、地域が連携し、子どもの成長を支える仕組み作りが必要です。本年度、宮上小 PTA では「すべての出会いに感謝」をメインテーマとして、子どもたちの学校生活を皆様と共にサポートしていきたいと考えています。

1. PTA 規約を遵守し、活動します

規約第2章の「目的」が達成できるよう、より良い生活環境の整備と教育環境の向上を目指し、会員の皆様と親和を図りながら活動します。

2. 子どもの安全のために

委員の皆様と協力し、子どもたちの登下校の安全確保に努めます。また PTA 会員の皆様にも、旗振り当番や見守り活動等に引続きご協力いただき、子どもたちが安心できる環境づくりに努めます。

3. 子どもの笑顔のために

子ども、保護者、先生、地域が交流し、たくさんの笑顔が生まれるような機会を増やしていけるよう、引き続き模索していきます。

4. 子どもの未来のために

子どもたちはいずれ、親元を離れて生活をしていきます。自立は経済的自立だけでなく、精神的自立が必要です。精神的自立とは、自分の意思で選択・行動し、それに対して責任を持つことです。子どもたちが将来的に自立した生活を送れるように、家庭、学校、地域が連携し、子どもたちに関心を寄せていくことが必要不可欠です。

引続き、PTA という組織を身近に感じてもらえるよう努力しますので、本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

以上を中心に活動を行ってまいります。どれも皆様のお力添えなしには成しえません。「できる人が、できる時に、できる事を」が集まって大きな力になります。本年度もよろしくお願いいたします。

■ 令和 7 年度 本部ならびに運営委員会 活動計画

本年度の活動計画は、以下のとおりです。

<p>本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新旧拡大運営委員会 ・ 学年委員の選出 ・ 第 47 回 PTA 定期総会 ・ 本部会 (年 7 回) ・ 運営委員会 (年 7 回) ・ PTA 会費集金 ・ PTA のしおり 発行 ・ あじちゃん通信 発行 ・ 広報誌 発行 ・ 夏祭りパトロール ・ 自治会夏祭りパトロール ・ 運動会 手伝い ・ イベントの企画および運営 ・ 公立中学校給食試食会 ・ 新入学児童保護者説明会
<p>地区 生活指導 委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新旧拡大運営委員会 ・ 第 47 回 PTA 定期総会 ・ 旗振り講習会 手伝い ・ 運営委員会 (年 7 回) ・ 定例会 (年 7 回) ・ 学区内危険地区パトロール ・ 運動会 手伝い ・ 次期地区生活指導委員選出 ・ 新入学児童保護者説明会 ・ 旗振りセット配布、回収 ・ 旗振り日程表作成
<p>学年委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会 (年 7 回) ・ 定例会 (年 3 回) ・ 運動会 手伝い

	<ul style="list-style-type: none">・ 次期本部役員選出・ PTA 集金・ 給食試食会・ 6年生卒業記念品選定
--	--

※ 各委員会、随時定例会あり

※ 社会情勢により 中止または変更の可能性あり

■ 令和 7 年度 交通安全指導日程（地区生活指導委員会関係）

以下の要領で、地区生活指導委員会が日程を作成しています。

- ◆ 市民交通安全日 … 毎月 21 日（休みが重なれば前日）
 - ※本来は 20 日だが、20 日は警察の方も旗振りして下さるので保護者の当番日は 21 日とし、全体の見守り日を増やすこととする。
 - ※「安全・安心パトロール実施日」に合わせる。（7 月は終業式のため例年第 3 週火曜日、3 月は卒業式のため、例年第 2 週金曜日と少し早めに設定されている。保護者の当番日はその翌日に設定。）
- ◆ 県の交通安全日 … 毎月 1 日、15 日（休みが重なれば翌日）
- ◆ 毎学期はじめの一週間
- ◆ その他
 - 交通指導は、**全保護者を対象**とする。
 - 指導時間は、30 分を目安に各地区の実情に応じて決める。
 - 以下の日程以外については、地区の実情に合わせて追加する。
 - 学校の年間の行事予定表を確認し、日程を調整する。

令和 7 年度 旗振り日程表							
4 月	7 (月)	8 (火)	9 (水)	10 (木)	11 (金)	15 (火)	21 (月)
5 月	1 (木)	15 (木)	21 (水)				
6 月	2 (月)	16 (月)	23 (月)				
7 月	1 (火)	★16 (水)					
8 月	25 (月)	26 (火)	27 (水)	28 (木)	29 (金)		
9 月	1 (月)	16 (火)	22 (月)				
10 月	1 (水)	15 (水)	21 (火)				
11 月	5 (水)	17 (月)	21 (金)				
12 月	1 (月)	15 (月)	22 (月)				
1 月	8 (木)	9 (金)	13 (火)	14 (水)	15 (木)	21 (水)	
2 月	2 (月)	16 (月)	※				
3 月	2 (月)	● 9 (月)	16 (月)				

※ R-令和 7 年度は 5 月を 3 回に増やして、2 月を 2 回に減らし、回数を例年同様 43 日に調整

★ 終業式のため、第 3 週の水曜日に実施

● 卒業式のため、例年第 3 週の月曜日に実施（R-令和 7 年度は第 3 月曜日が 16 日のため、第 2 月曜日に設定した）

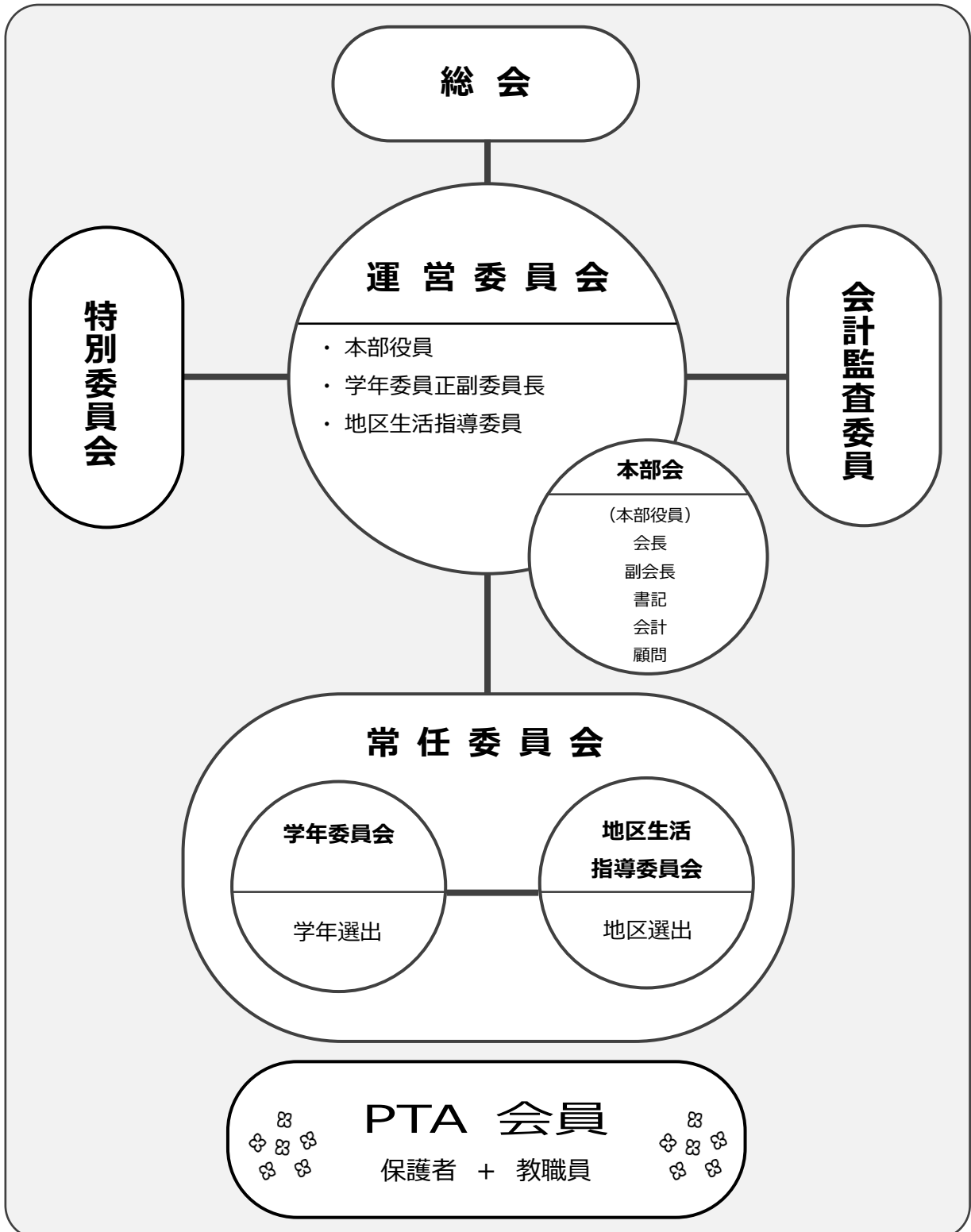
■ 令和7年度 予算書

本年度の予算は、総会資料をご覧ください。



■ PTA 組織図

PTA の組織は、下図のとおりです。



■ PTA のあゆみ

年	月	日	主 な 活 動
昭和	54	4	23 宮上小学校 PTA 設立準備委員会発足
		9	29 宮上小学校 PTA 創立総会
	55	5	10 第2回 PTA 定期総会
	56	5	9 第3回 PTA 定期総会
	57	5	8 第4回 PTA 定期総会
	58	5	14 第5回 PTA 定期総会
	59	5	19 第6回 PTA 定期総会
	60	5	11 第7回 PTA 定期総会
	61	5	10 第8回 PTA 定期総会
	62	5	9 第9回 PTA 定期総会
平成	63	5	7 第10回 PTA 定期総会
	1	5	6 第11回 PTA 定期総会
	2	4	28 第12回 PTA 定期総会
	3	4	27 第13回 PTA 定期総会
	4	5	2 第14回 PTA 定期総会
	5	5	1 第15回 PTA 定期総会
	6	4	30 第16回 PTA 定期総会
	7	5	6 第17回 PTA 定期総会
	8	5	18 第18回 PTA 定期総会
	9	4	19 第19回 PTA 定期総会
	10	5	16 第20回 PTA 定期総会
	11	5	15 第21回 PTA 定期総会
	12	4	26 第22回 PTA 定期総会
	13	4	26 第23回 PTA 定期総会
	14	4	24 第24回 PTA 定期総会
	15	4	23 第25回 PTA 定期総会
	16	4	26 第26回 PTA 定期総会
	17	5	9 第27回 PTA 定期総会
	18	4	28 第28回 PTA 定期総会
	19	4	26 第29回 PTA 定期総会
20	5	8 第30回 PTA 定期総会	
21	4	30 第31回 PTA 定期総会	
22	4	30 第32回 PTA 定期総会	
23	4	28 第33回 PTA 定期総会	
24	4	26 第34回 PTA 定期総会	
25	4	26 第35回 PTA 定期総会	
26	5	9 第36回 PTA 定期総会	
27	4	24 第37回 PTA 定期総会	
28	4	22 第38回 PTA 定期総会	
29	4	28 第39回 PTA 定期総会	
30	4	27 第40回 PTA 定期総会	
(注) 創立から平成 29 年度までの PTA のあゆみは省略いたしました。			
平成	31	4	24 交通安全指導旗振り講習会 <地区生活指導委員会>
令和	元	6	広報「みやかみ」115 号発行 <本部>
		7	16 ふれあい大掃除 <本部>
	11	8	旭中見学会 <学年委員会・高学年>
		9	MIYA フェス 2019 <本部>
	12	12	給食試食会 <学年委員会・低学年>
		2	6
	3	9	広報「みやかみ」116 号発行 <本部>
		4	23 第43回 PTA 定期総会(書面総会)
		5	10 交通安全指導旗振り講習会 <地区生活指導委員会>
		6	広報「みやかみ」117 号発行 <本部>

年	月	日	主 な 活 動		
令和	4	4	28	第 44 回 PTA 定期総会(書面総会)	
		5	13	交通安全指導旗振り講習会 <地区生活指導委員会>	
		6		広報「みやかみ」118 号発行<本部>	
	5	11	19	オンライン修学旅行「美ら海水族館ツアー」<本部>	
			1	19	旭中学校給食試食会<本部>
		3	18	旭小、橋本小、宮上小 3 校 PTA 情報交換会<本部・地区生活指導委員>	
			4	27	第 45 回 PTA 定期総会(書面総会)
		5	17	交通安全指導旗振り講習会 <地区生活指導委員会>	
			6		広報「みやかみ」119 号発行<本部>
		6	11	17	給食試食会<学年委員会>
				11	24
			2	2	旭中学校給食試食会<本部>
				4	26
	5		15	交通安全指導旗振り講習会 <地区生活指導委員会>	
			6		広報「みやかみ」120 号発行<本部>
	7		11	19	給食試食会<学年委員会>
				12	23
		1	17	謎解きイベント<本部>	
			4	25	第 47 回 PTA 定期総会
		5	14	交通安全指導旗振り講習会 <地区生活指導委員会>	

※ 令和 7 年 5 月 30 日 現在

PTA イメージキャラクター「あじちゃん」

「あじさいの花は、一つ一つの小さな花びらが集まり、綺麗な花となり、私たちの心を癒してくれます。この一つ一つの花びらが私たち大人です。保護者、学校、地域と 一つの花になり、それがより多く集まり、それぞれが綺麗に咲くよう協力しあうと、より一層あじさいの花を美しく咲かせることができますと思います。そのような環境の中で子どもたちを育てていきましょう」

(広報「みやかみ」94 号より)

このような思いが込められています。

名前は、子どもたちが考えてくれた中から候補を 7 つにしぼり、投票によって「あじちゃん」が選ばれました。

PTA からのお手紙には登場する人気者です。



平成 22 年 11 月生まれ

■ PTA 規約

第一章 名称

第 1 条 本会は、宮上小学校 PTA「保護者と教職員の会」という。

第二章 目的

第 2 条 本会は、児童の福祉を増進するために、次の事を行う。

- (1) 家庭と学校の間係を密にして、児童の教育について保護者と教職員が協力する。
- (2) 児童の教育的環境の向上を図る。
- (3) 生活環境を整え、児童の心身の健全な発達を図る。
- (4) 会員相互の親和をはかり教養を高める。

第三章 方針

第 3 条 本会は、子どもの教育環境の向上を目的とした「社会教育関係団体」として活動する。

第 4 条 学校の教育について、意見を具申し参考資料を提供するが、直接に、学校の管理・方針に干渉しない。

第 5 条 特定の政党・宗教にかたよらず、また本会の目的達成以外の営利的な行為は行わない。

第四章 会員

第 6 条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者、学校に勤務する校長及び教職員とする。(但し、本会は任意団体であり、非加入の意思表示をしたものはその限りではない。)

第五章 会計

第 7 条 本会の経費は、会費・事業収入及び自発的な寄付金をもって支弁する。

第 8 条 会費は、1 家庭 年額 2,500 円とする。

(内訳 月額 200 円 × 12 カ月 + 相模原市 PTA 安全互助会費 100 円 (4 月時点で在籍している会員を対象とする。))

- (1) 集金は学年委員を通じて行う。
- (2) 年度途中の転出入者の会費については、学校が転出入届を受理した日を基準日とし、転出者は基準日の属する月まで、転入者は基準日の属する月から徴収し、日割り計算は行わないものとする。

第 9 条 本会の資産は、第二章の目的達成のため以外には、使用できない。

第 10 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第六章 役員を選出

第 11 条 本会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名以上 (保護者 1 名以上・教職員 1 名)
- (3) 書記 2 名以上 (保護者 1 名以上・教職員 1 名)
- (4) 会計 2 名以上 (保護者 1 名以上・教職員 1 名)

役員任期は、1 年とする。但し、再任はこの限りではない。

(教職員の役員については、この限りではない。)

第 12 条 役員を選出及び就任は、次の通り行われる。

- (1) 役員は、常任委員会の指名したものを告示し、総会において承認を受ける。但し、教職員から選出する役員については、校長の推薦したものを総会において承認を受ける。
- (2) 役員選考・選出担当は、常任委員会の学年委員 6 名により構成され、役員が総会において承認された時に任務を終了する。
- (3) 新たに選ばれた役員の就任は、総会において行われる。

第 13 条 役員兼任は、認めない。

第七章 役員資格及び任務

第 14 条 役員は、第六章の規定に従って、会員の中から選出する。

第 15 条 役員任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合は、代行を務める。
- (3) 書記は、総会並びに運営委員会の議事を記録し、庶務を行う。
- (4) 会計は、本会のすべての会計業務を行う。

第八章 集 会

第 16 条 総会・役員会・全委員会・運営委員会・各委員会及び学級の集会は随時開催することができる。

第 17 条 定期総会は原則として、年度始めに開くものとし、役員改選及び規約改正、ならびに予算・決算、事業計画の審議ならびに承認をする。

第 18 条 総会定足数は、総会員（委任状提出者を含む）の 5 分の 1 以上とする。

但し、議決は出席会員の過半数の同意による。また、書面総会における議決は、承認状数の過半数の同意によるものとする。

第九章 運営委員会

第 19 条 運営委員会は、本会の役員・各常任委員会の正副委員長・各地区生活指導委員及び校長（又は、その代理人）によって構成される。

第 20 条 運営委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 予算構成に関すること。
- (2) 各種委員会によって、立案されたものの審議。
- (3) 総会に提出する書類の作成。
- (4) 必要によって、特別委員会を設けること。
- (5) その他会員により委任された事務処理。
- (6) 役員に欠員を生じた場合の補充。

第 21 条 運営委員会は、委員（正当な代理人を含む）の半数以上が出席しなければ成立しない。

第十章 委員会及び委員の選出

第 22 条 委員会は、常任委員会・特別委員会・会計監査委員会とする。

第 23 条 常任委員会として、地区生活指導委員会・学年委員会を置く。

第 24 条 常任委員会は、次により選出する。

- (1) 地区生活指導委員は、各地区より 1 名以上 2 名までとする。

運営委員会での議決権は各地区 1 名分とする。

地区生活指導委員は、原則として、各地区に居住する会員の中からそれぞれ選出する。但し、居住する会員の中から選出することが難しい場合にはこの限りではない。

- (2) 学年委員は、各学年 1 名以上とする。

第 25 条 会計監査委員は、3 名以上の委員によって構成され、委員は運営委員会で推薦し、総会で承認を得る。但し、役員は会計監査をすることができない。

第十一章 委員会の任務

第 26 条 地区生活指導委員会は、各地区内の連絡及び地区相互の調整をはかり、校外における児童の生活指導全般にわたり協力する。

第 27 条 学年委員会は、児童の教育についての研修懇談の機会を設ける。

又、学習環境・保健環境の向上に関すること及び、PTA 会費の徴収に協力する。

役員を選考・選出を行う。

第 28 条 会計監査委員会は、年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 29 条 特別委員会は、その目的を達成する為に活動する。

第十二章 その他事項

第 30 条 本規約の改正は、総会または運営委員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 31 条 本会の目的達成に、必要あると認められるときは、運営委員会の議決を経て、規定又は細則を設けることができる。但し、災害や感染症の流行などの緊急事態には本部役員会の議決を経ることとする。

第 32 条 本会における個人情報の取扱いは、別に定める「相模原市立宮上小学校 PTA 個人情報保護規則」に拠るものとする。

付 則

- ・ この規約は、昭和 54 年 9 月 29 日より施行する。
- ・ 第 19 条、35 条は昭和 58 年 5 月 14 日規約改正、第 36 条追加。昭和 59 年度より施行する。
- ・ 第 19 条、23 条、24 条、26 条は平成 2 年 4 月 28 日規約改正、第 27 条廃止。それにともない、第 28 条以降の条番号をそれぞれ 1 繰り上げる。
- ・ 第 1 条、第 2 条(1)、第 6 条、第 11 条(2)(3)(4)、の父母を保護者と平成 6 年度より改める。
- ・ 第 8 条、第 23 条、第 24 条、第 28 条は平成 9 年 4 月 19 日規約改正、第 29 条、第 31 条廃止、第 32 条追加、それにともない、第 32 条以降の条番号をそれぞれ繰り下げる。平成 9 年度より施行する。
- ・ 第 23 条、第 24 条の一部改正及び第 27 条の全文削除をし、平成 13 年 4 月 26 日から施行する。
- ・ 第 2 条、第 6 条、第 12 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 32 条、第十二章、附記の一部改正及び第 27 条、29 条、31 条の全文削除、それにともない、以下条項を繰り上げるものとする。平成 14 年 4 月 24 日から施行する。
- ・ 第 12 条(2)、第 24 条(1)は平成 18 年 4 月 28 日規約改正、第 34 条追加。平成 18 年度より施行する。
- ・ 第 8 条、第 24 条(1)は平成 19 年 4 月 26 日規約改正。平成 19 年度より施行する。
- ・ 第 13 条は平成 20 年 5 月 8 日規約改正。平成 20 年度より施行する。
- ・ 第 24 条(2)は平成 25 年 4 月 26 日規約改正。平成 25 年度より施行する。
- ・ 第 11 条、第 24 条(1)(2)の一部改正。平成 26 年 5 月 9 日から施行する。
- ・ 第 2 条、12 条(2)、19 条、23 条、24 条(3)、28 条、29 条、32 条の一部改正及び第 24 条(2)の全文削除、それに伴い、以下条項を繰り上げるものとする。平成 29 年 5 月 1 日より施行する。
- ・ 第 8 条、第 11 条、第 12 条(2)、第 23 条、第 24 条(2)の一部改正、第 28 条、第 29 条の全文削除、それに伴い以下条項を繰り上げるものとする。平成 30 年 11 月 17 日より施行する。
- ・ 第 31 条一部改正。令和 2 年 6 月 18 日より施行する。
- ・ 第 24 条(1)は令和 2 年 11 月 21 日規約改正。令和 2 年より施行する。
- ・ 第 12 条(2)、第 27 条の一部改正。第 32 条は令和 3 年 3 月 11 日規約改正。令和 3 年度より施行する。
- ・ 第 11 条の一部改正。令和 3 年 11 月 20 日より施行する。
- ・ 第 24 条(1)改正。令和 5 年 1 月 14 日より施行する。
- ・ 第 24 条(2)改正。令和 5 年 4 月 22 日より施行する。
- ・ 第 3 条、第 6 条、第 12 条(2)、第 18 条、第 24 条(2)の一部改正、第 8 条の一部を(1)とし、さらに(2)を追加、第 13 条一部削除。令和 6 年度より施行する。
- ・ 第 24 条(2)を一部改正し、令和 7 年度より施行する。
- ・ 第 24 条(1)を一部改正し、令和 7 年度より施行する。

■ PTA 内規

第1条 趣 旨

この内規は、宮上小学校 PTA 本部事務局の運営に必要な事項を定めます。

第2条 旅費規定

本会の会員が、会務のため学区外に出張するときは、この規定によって旅費を支給します。

1. 交通費は、通常の経路にしたがって最短最低の実費を支給します。
2. 全日（午前・午後）にわたる出張の場合は、交通費実費及び食事費 500 円を支給します。
3. 諸費（資料代・分担金・通信費等）は、会務の遂行に必要なものについてのみ実費を支給します。
4. その他の場合は、その都度本部役員会で決定します。

第3条 慶弔規定

本会の会員並びに関係諸団体に対する慶弔の贈呈については、この規定によります。

1. 祝金・祝電
 - ・ 個人及び関係諸団体の祝事に対して会長が必要と認めた場合は、祝電を発して祝意を表します。
 - ・ 祝金を贈る必要がある場合は、本部役員協議の上、贈呈します。
2. 弔慰金
 - ・ 会員及び本校在籍児童死亡の場合、次の区分により霊前に供えて弔意を表します。
 - ・ 児童死亡の場合 5,000 円・花等
 - ・ 会員死亡の場合 5,000 円・花等
3. 傷害見舞金
 - ・ 本会の会員が、会務執行中に傷害を生じた場合は役員協議の上、見舞金を贈ります。また、このこと以外で災害が生じ見舞い金を贈る必要がある場合は、役員協議の上、実情に応じて贈ります。
4. その他
 - ・ 上記に定められたこと以外については、本部役員協議の上、それに依りて贈ることができます。

第4条 表彰規定

本会は、功労のあった個人・団体に対する感謝、表彰については、次の規定によって行います。

1. 感謝状

この会の目的達成のため、協力活動をした次の者に対して感謝状を贈呈します。

- (1) 特に功労のあった個人及び団体
- (2) 毎年度の退任役員

2. 表彰状

この会の目的達成のために協力活動をし、他の会員の模範となると認められる個人及び団体に対しては、表彰状を贈呈します。

3. 記念品

感謝状・表彰状の被贈呈者に対しては、記念品を贈呈することができます。（但し、退任役員は除く。退任役員については卒業記念品で準ずる。）

被贈呈者の選考や細目については、運営委員会で協議の上、決定します。

第5条 教職員の転退職

教職員の転退職に関しては、次の通りとする。

1. 本会の会員については、在職年数にかかわらず、花束等を贈呈する。
2. その他については、その都度本部役員で協議する。

第6条 改 廃

この規定の改廃は、運営委員会の審議を必要とします。

第7条 実 施

この規定は、昭和 54 年 11 月 17 日より実施します。

附 記

- ・ 第5条を改正し、平成 14 年 4 月 24 日から実施する。
- ・ 第5条 1 を改正し、令和 3 年 2 月 28 日から実施する。
- ・ 第3条を一部改正し、令和 4 年 3 月 12 日から実施する。
- ・ 第5条 1 を改正し、令和 6 年 6 月 15 日から実施する。

■ 個人情報保護規則

第1条 目的

本規則は相模原市立宮上小学校 PTA（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条 定義

この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日、その他記述や個人別に付された番号、記号等により特定個人を識別できるもの、また、顔認識、指紋認識データ等、特定個人の身体的特徴をデータ化した情報をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう
- (4) 役員：本会の本部会を構成する者をいう。
- (5) 運営委員：役員を含む運営委員会を構成する者をいう。

第3条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA 活動すべてにおいて個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 個人管理者

本会における個人情報管理者は、本会会長とする。

第5条 取扱者

本会における個人情報取扱者は、役員、運営委員とする。

第6条 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は職務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 7 条 利用目的の特定

本会は、個人情報収集するときは、収集する個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法を定め、本人に明示するものとする。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第 8 条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 9 条 個人情報の管理

1. 個人情報管理者及び取扱者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。
 - (1) 紛失、破損その他の事故防止
 - (2) 改ざんおよび漏洩の防止
 - (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
 - (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
2. 本会は、個人情報の取り扱いの全部または一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において個人情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第 10 条 情報端末における管理

個人情報を取扱う情報端末、電子機器等については、OS の更新やセキュリティソフトの導入等、適切な状態で管理するものとする。また、データを持ち出す場合には電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードを設定する等、適切な取り扱いをする。

第 11 条 第三者への提供の制限

1. 本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
2. 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
 3. 本会は、前項第 2 号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第 12 条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 13 条 個人情報の開示請求

本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該

当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

第 14 条 個人情報の訂正または削除請求

1. 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を、申出をした者に対し通知するものとする。
2. 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第 15 条 苦情の処理

本会は個人情報の取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 16 条 漏えい時などの対応

1. 本規則に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報管理者に報告するものとする。
2. 個人情報管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第 17 条 研修

個人情報管理者は、役員、運営委員に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第 18 条 雑則

1. 本規則の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。
2. 本規則の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この規則は、令和 4 年 3 月 13 日から施行する。



発行日 令和7年5月

発行者 相模原市立宮上小学 PTA

〒252-0143

神奈川県相模原市緑区橋本4丁目11番1号

電話 042-773-8700

